

(4) 各国特許出願政府費用等一覧表

① 主要国・機関における特許出願政府費用等一覧表

国 別		イ ギ リ ス		ド イ ツ		フ ラ ン ス	
経 費	施行日	1 9 9 8 . 1 0 . 1		2 0 0 2 . 1 . 1		2 0 0 2 . 1 . 1	
	出願料	ポンド	円	ユーロ	円	ユーロ	円
最 低 必 要 費 用		0	0	60	6,480	35	3,780
	そ の 他	調査料 審査請求料	130 70	調査料 審査請求料 (すでに調査がされている場合) 審査請求料 (調査がされていない場合)	250 150 350	出願時の付加料 10を超えるクレーム 1つ毎 優先権主張 (1の主張事に) 調査料 特許発行料	115 115 320 85
		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする	
		第1年		第1年		第1年	
年 金 (特 許 料 等)	第2年			第2年		第2年	2,700
	第3年			70	7,560	25	2,700
	第4年			70	7,560	25	2,700
	第5年	50	8,700	90	9,720	25	2,700
	第6年	70	12,180	130	14,040	135	14,580
	第7年	90	15,660	180	19,440	135	14,580
	第8年	110	19,140	240	25,920	135	14,580
	第9年	130	22,620	290	31,320	135	14,580
	第10年	150	26,100	350	37,800	135	14,580
	第11年	170	29,580	470	50,760	270	29,160
	第12年	190	33,060	620	66,960	270	29,160
	第13年	210	36,540	760	82,080	270	29,160
	第14年	230	40,020	910	98,280	270	29,160
	第15年	250	43,500	1,060	114,480	270	29,160
	第16年	270	46,980	1,230	132,840	530	57,240
	第17年	300	52,200	1,410	152,280	530	57,240
	第18年	330	57,420	1,590	171,720	530	57,240
	第19年	360	62,640	1,760	190,080	530	57,240
	第20年	400	69,600	1,940	209,520	530	57,240
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間		出願日から20年		出願日の翌日から20年		出願日から20年	
通貨換算率		£ 1	174	Euro 1	108	Euro 1	108
備 考		EPO出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		EPO出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		EPO出願でフランスを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。	
駐 日 公 館 T E L		03-5211-1100		03-3473-0151		03-5420-8800	

続葉有

注：この表の通貨換算率は、平成13年12月28日付け「官報」号外第267号に告示された支出官事務規定による。

国 別		イ タ リ ア		スウェーデン		ア メ リ カ	
経 費	施行日	1 9 9 2 . 1 2 . 4		2 0 0 1 . 4 . 1 5		2 0 0 1 . 1 0 . 1	
	出願料	リ ラ	円	S. クローネ	円	ド ル	円
最 低 必 要 費 用		409,000	22,813	4,000	48,000	740	90,280
	その他	出願時の付加料 11頁から20頁まで 50,000 50頁まで 250,000 100頁まで 600,000 101頁以上 1,100,000		出願時の付加料 10を超えるクレーム 150 毎に 特許印刷料 8 頁まで 1100 9 頁を超える頁毎に 155		出願時の付加料 3 を超える独立クレーム毎に 84 独立、従属を問わず、20を超えるクレーム毎に 18 多項従属クレームがある場合 280 公開手数料 300 特許発行料 1,280	
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする(備考参照)		出願した年を第1年目とする		登録した年を第1年目とする	
	第1年					-	-
	第2年			800	9,600	-	-
	第3年					-	-
	第4年	70,000	3,904	700	8,400	880	107,360
	第5年	90,000	5,020	900	10,800	-	-
	第6年	130,000	7,251	1,100	13,200	-	-
	第7年	180,000	10,040	1,350	16,200	-	-
	第8年	250,000	13,944	1,600	19,200	2,020	246,440
	第9年	300,000	16,733	1,900	22,800	-	-
	第10年	350,000	19,522	2,250	27,000	-	-
	第11年	500,000	27,889	2,500	30,000	-	-
	第12年	700,000	39,044	2,700	32,400	3,100	378,200
	第13年	800,000	44,622	2,850	34,200	-	-
	第14年	900,000	50,199	3,050	36,600	-	-
	第15年	1,100,000	61,355	3,300	39,600	-	-
	第16年	1,100,000	61,355	3,550	42,600	-	-
	第17年	1,100,000	61,355	3,800	45,600	-	-
	第18年	1,100,000	61,355	4,050	48,600	-	-
	第19年	1,100,000	61,355	4,300	51,600	-	-
	第20年	1,100,000	61,355	4,500	54,000	-	-
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間		出願日から20年		出願日から20年		出願日から20年 (1995年6月8日以降、備考欄参照)	
通貨換算率		L I T 1 0 0 0	55.777	S E K 1	12	U S \$ 1	122
備 考		特許印刷料及び第1年から3年の年金は出願料に含まれる。 EPO出願でイタリアを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から。		EPO出願でスウェーデンを指定国とした際の納付すべき最初の年金は、欧州特許の出願日を第1年度とし、欧州特許公報に公示された翌年度の年金から。		小企業、個人、非営利団体については上記の料金は半額。 1995年6月8日前の出願は特許日から17年又は出願日から20年のいずれか遅く終了する方の期間。	
駐 日 公 館 T E L		03-3453-5291/6		03-5562-5050		03-3224-5000	

続葉有

注：この表の通貨換算率は、平成13年12月28日付け「官報」号外第267号に告示された支出官事務規定による。

*:イタリアリラについては、1936.27リラ＝1ユーロ（固定相場）で計算した後、1ユーロ＝108円（支出事務官規定より）の率で円に換算した。（換算率は小数点第4位で四捨五入した値）

国 別		カ ナ ダ		ロ シ ア		E P O	
経 費	施行日	1989. 10. 1		1996. 12. 1		2002. 1. 3	
	出願料	C. ドル	円	(U. S. ドル表示)	円	ユーロ	円
最低必要費用		300	23,700	200	24,400	125	13,500
	その他	審査請求料 特許料付与 許可時点で100頁を超える明細書及び図面の各1頁につき	400 300 4	出願時の付加料 25を超えるフ レーム毎に 審査請求料 1の独立クレーム につき 1を超える独立ク レーム毎に 登録料	30 300 240 400	出願時の付加料 10を超えるクレ ーム毎に 調査料 指定料(各国毎に) 審査請求料 特許付与料 35頁まで 35頁を超えると 1頁毎に	40 690 75 1,430 715 10
年金 (特許料等)		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする	
	第1年						
	第2年	100	7,900				
	第3年	100	7,900	100	12,200	380	41,040
	第4年	100	7,900	100	12,200	405	43,740
	第5年	150	11,850	150	18,300	430	46,440
	第6年	150	11,850	150	18,300	715	77,220
	第7年	150	11,850	200	24,400	740	79,920
	第8年	150	11,850	200	24,400	765	82,620
	第9年	150	11,850	300	36,600	970	104,760
	第10年	200	15,800	300	36,600	1,020	110,160
	第11年	200	15,800	450	54,900	1,020	110,160
	第12年	200	15,800	450	54,900	1,020	110,160
	第13年	200	15,800	600	73,200	1,020	110,160
	第14年	200	15,800	600	73,200	1,020	110,160
	第15年	400	31,600	750	91,500	1,020	110,160
	第16年	400	31,600	750	91,500	1,020	110,160
	第17年	400	31,600	750	91,500	1,020	110,160
	第18年	400	31,600	750	91,500	1,020	110,160
	第19年	400	31,600	1,000	122,000	1,020	110,160
	第20年			1,000	122,000	1,020	110,160
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間		出願日から20年 (1989年10月1 日以後の出願、備考欄参照)		出願日から20年		出願日から20年	
通貨換算率		C \$ 1	79	US \$ 1	122	EURO 1	108
備 考		小企業、個人については上記の料金の半額。1989年10月1日前の出願は特許発行日から17年間。		料金についてはU.S.ドル表示。		上記特許料の欄の金額は、登録までにEPOに支払う維持料であり、特許料は指定された各国にそれぞれ支払う必要がある。	
駐 日 公 館 T E L		03-5412-6200		03-3583-4224,5982			

注：この表の通貨換算率は、平成13年12月28日付け「官報」号外第267号に告示された支出官事務規定による。

問い合わせ先：国際課